

●香川県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月31日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町粉所東字西山82 番地先から 綾歌郡綾川町粉所東字西山16 番3地先まで	9.8~30.0	157	令和2年9月15日付け香川県告示第271号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和8年3月31日